

令和7年度

鰺ヶ沢港北防波堤灯台改良改修工事

仕 様 書

第二管区海上保安本部

I 工 事 概 要

1. 工事件名 鯨ヶ沢港北防波堤灯台改良改修工事
2. 工事場所 青森県西津軽郡鯨ヶ沢町鯨ヶ沢港（北防波堤外端）
3. 工事期間 契約日から令和7年9月19日まで
4. 工事概要
 1. 仮設工事 一式
 2. 防水改修工事 一式
 3. 外壁改修工事 一式
 4. 建具改修工事 一式
 5. 内部改修工事 一式
5. 管理事務所：青森海上保安部 交通課
青森県青森市青柳一丁目1-2 青森港湾合同庁舎
電話：017-734-2422
6. 発注元：第二管区海上保安本部 交通部整備課
宮城県塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎
電話：022-363-0111（代表）（内線2663）

II 一般共通事項

- | | |
|----------------|--|
| 1. 適用事項 | <p>本仕様書に記載されていない事項や詳細については、次による最新版とする。</p> <p>国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修</p> <p>「公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）」</p> |
| 2. 撤去材及び発生材の処理 | <p>撤去材及び発生材のうち、引継ぎを必要とするものは、整理のうえ「撤去品等発生通知書」を2部提出して確認を受け、監督職員の指示に従うものとする。</p> <p>引継ぎを必要としないものについては、監督職員の指示による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 撤去材の保管及び廃棄は確実にを行う。 2 廃棄処分する物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に従い適法に処理する。 3 再使用する物については、指定する場所へ遅滞なく届ける。 |
| 3. 官給品 | <p>本工事において、官給品がある場合は監督職員の指示により、現場代理人又は主任技術者は次の処置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 官給品の受渡しについては、監督職員の立会いのもと数量等の確認を行い状態を点検して異常の有無を確認する。 2 官給品の引渡しを受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を2部提出する。 3 官給品の保管場所・保管方法及び使用状況について指示を受けたときは、指示に従う。 4 官給品の使用が終了した場合は、「官給品精算書」を2部提出して確認を受ける。 |
| 4. 主任技術者 | <p>本工事は公共性のある施設を対象とすることから、以下のいずれかの資格を有する主任技術者を配置し、また、該当する資格証明書の写しを提出し承諾を得ることとする。</p> <p>建築士（二級以上、木造建築士を除く）</p> <p>建築施工管理技士（二級以上、ただし「躯体」及び「仕上げ」を除く）</p> <p>土木施工管理技士（二級以上、ただし「鋼構造物塗装」及び「薬液注入」を除く）</p> |
| 5. 工事報告 | <p>工事の進捗・材料の搬出入・作業員の作業状況・気象状況などを記載した報告書を原則として、監督職員に提出する。</p> |
| 6. 疑義等の協議 | <p>設計図書に明記のない場合、又は工事内容に疑義を生じた場合及び現場の納まり又は取合いなどの関係で、設計図書によることが困難な場合もしくは不都合な場合は、監督職員と協議する。</p> |
| 7. 諸届け、打合せ | <p>受注者は、工事に必要な諸届け、申請を速やかに行う。また、監督職員の現場監督の際、リモートでの監督行為等にも対応できる環境を受注者で準備し、使用するアプリ等については監督職員と協議すること。</p> |
| 8. 臨機の処置 | <p>災害または公害が発生した場合は速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。</p> |
| 9. 工程表・施工計画書 | <p>着工に先立ち実施工程表及び施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。ただし、軽微な工事で監督職員の指示による場合は省略できるものとする。</p> |
| 10. 工事完成図書 | <p>工事完成後、次の1から4の内容をA4ファイルに整理して1部監督職員に提出する。</p> <p>特に工事完成後、外部から確認することができない部分の撮影を忘れぬように十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するようスケール、ポール及び箱尺などを使用し撮影する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事概要 2 完成図書(竣工図は、A3版とする。電子データ「JW-CAD」含む。) 3 工事写真（施工前、施工中、施工後及び完成写真） 4 その他参考資料 |
| 11. 施設の保全 | <p>工事中は、各種機器また既存部分に支障を与えないよう十分な養生を行う。</p> |
| 12. 検査 | <p>受注者は、工事完成後、完成届を発注者に提出し、工事完了検査を受検する。検査合格後、契約に基づき、工事代金の支払いを行う。</p> |

Ⅲ 建築工事仕様

- この共通仕様書は、鯉ヶ沢港北防波堤灯台改良改修工事に適用する。
- 図面、本特記仕様書及び現場説明書に記載してある事項以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）による。
- 全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書に相違がある場合の優先順位は、次の（１）から（４）の順番のとおりとし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。
 - 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
 - 本特記仕様書
 - 図面
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）
- 特記仕様
特記事項は、●印を適用する。●印のない場合は※印を適用し、○印のみは適用しない。（工事概要についても適用する）

章	項目	特記事項
一般共通事項 (共通)	1 建築材料等	建築材料の製造所及び製品は、特記されたもの又はこれらと同等品以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
	2 発生材の処理	※構外に搬出し、再生資源の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、監督職員に報告する。 ○ 現場説明書等による
	3 工事写真	工事着工前から工事完成まで工事の施工順序に撮影し、L判に各1枚ずつアルバムに整理して書面と電子データを監督職員に1部提出する。
	4 完成写真	● L判（各方向1枚ずつとする） 着工前、完成を見開き左右に配置し、アルバムに整理して書面と電子データを監督職員に1部提出する。
1 仮設工事	1 足場その他	足場、はつり屑飛散防止の囲い等は労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆衛生災害防止対策要綱（建築工事編）その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
	2 足場用シートの色	灰色とする。工事期間中も灯火を点灯させるため、灯火を遮らないようにシートをかけること。
	3 養生	工事施工にあたり既施工部分及び在来存置部分については汚損、損傷を防ぐよう適切な養生を施す。
	4 監督職員事務所	設置する ●設置しない
	5 工事用電力・用水	使用不可。（引き込まれていない）
2 防水改修工事	1 塗膜防水	下地処理：ケレン・清掃（全面デッキブラシがけ） 下地調整：ポリマーセメントペースト 種別：X-2（ウレタン系塗膜防水（密着工法・防滑仕上）とする。 種類・使用量：メーカー仕様による。 塗膜カラー：グレー
	2 シーリング	建具、金物周囲：MS-2 塗装、塗膜防水下：PU-2 タイル、コンクリート周囲：PS-2 灯ろうガラス廻りシーリング再充填工法 シール色：グレー
3 外壁改修工事	1 陶磁器質タイル補修 (コーナータイル共)	外装－モザイクタイル25mm角（施釉）※海上保安庁指定品とする。 下地モルタルとも（下塗り6mm, 中塗り7mm, 計19mm） 改修前に外壁面の目視・打診確認を行い、監督職員の承認を得ること。 補修面積は全体の2割程度（約10m ² ）。 （参考取扱先）（株）サンワ Tel.0572-27-3355 所在地：岐阜県多治見市旭ヶ丘9-3-1
	2 色	○ 白 マンセル値 N9.5 ● 赤 マンセル値 7.5R4/14 （色見本を監督職員に提出し、承諾を得ること）
	3 工法	モザイクタイル張
	4 張り付け用材料	白色セメント 材料：白色セメント+顔料（重量比5%） 顔料参考：（株）ヤブ原：マイン 躯体状況確認後、タイル割り付け図を作成し監督職員の承認を得ること。
	5 灯ろう塗装 (内外面)	鉄鋼面の下地調整：R B種 錆止め塗料塗り：A種 クロムフリー 中塗り：耐候性塗料塗り（DP）1級 上塗り：中塗りに同じ 色は既設同様とする。

4 建具改修工事	1 出入口アルミ防水扉 (特殊錠付)	既設耐波浪扉撤去 ヒンジ方向は向かって ●右 ○左 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別：A-1種 アルミニウム及びアルミニウム合金の材質：JIS H 4100 アルミ防水扉の形状：ボルトによる6点締め（アタリ止め金物含む） 製作に先立ち、製作図及び施工図を提出し、監督職員の承認を得ること。 （取扱先）セナーアンドバーンズ（株） Tel.03-5708-7300 所在地：東京都大田区羽田空港1丁目6番6号
	2 灯ろう扉	ゴムパッキン交換（厚さについては監督職員と別途協議とする。）
5 内部改修工事	1 天井・床	モルタル浮き部補修 天井（下塗り4.5mm,中塗り4.5mm,上塗り3mm,計12mm） 床（30mm）
	2 壁	人造石洗い出し浮き部補修(t=25mm)
	3 共通	改修前に各面の目視・打診確認を行い、監督職員の承認を得ること。 補修面積は全体の2割程度（約10m²）。
6 その他	1 発生材処分	発生した廃棄物(コンクリート屑等)は、関係法令に従い適切に処分する。 産廃処分計画を立て、処分場、処分方法を明確にする。
	2 撤去品	金属くず等の有価物は、積込運搬処分費が売払い価格を上回る場合は、売払い処分とせず、産廃処分とする。

工事概要

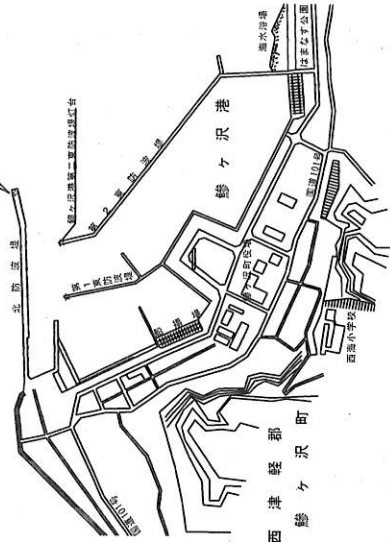
- 一式 防水改修工
- 一式 外壁改修工
- 一式 建具改修工
- 一式 内装改修工
- 一式 簡易灯ろう塗装工



位置図 S=NON

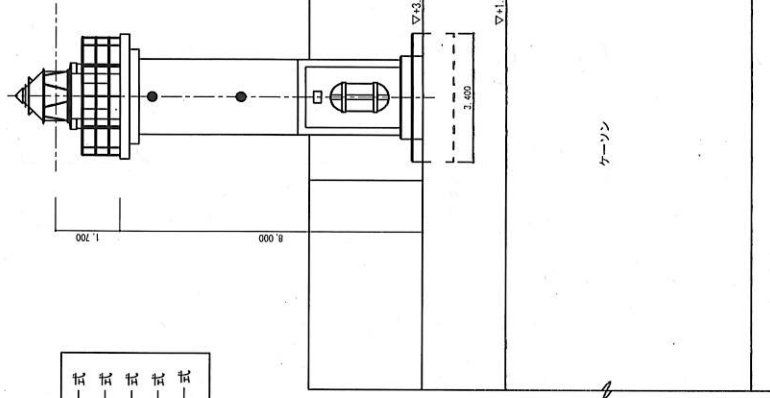


施工場所
鰺ヶ沢港北防波堤灯台

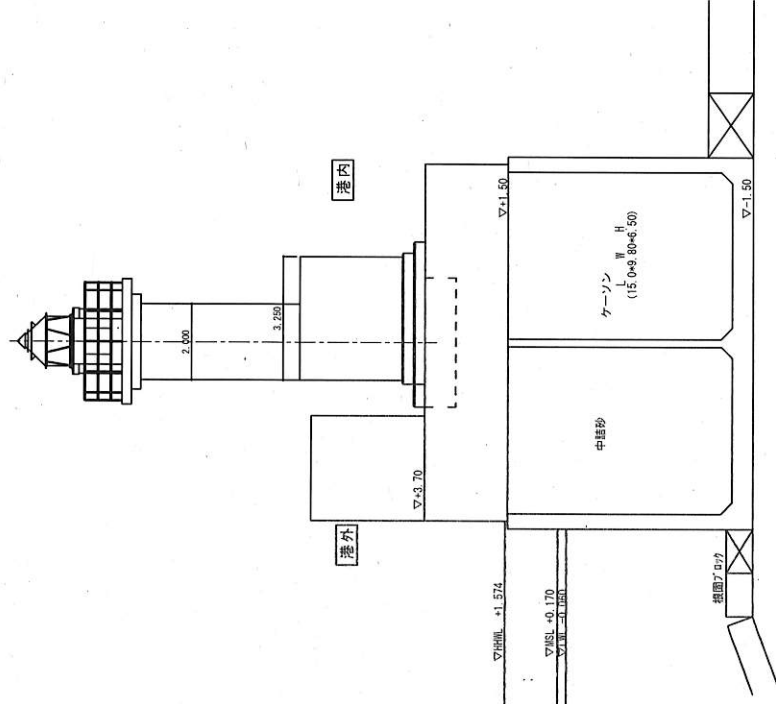


案内図 S=1:10,000

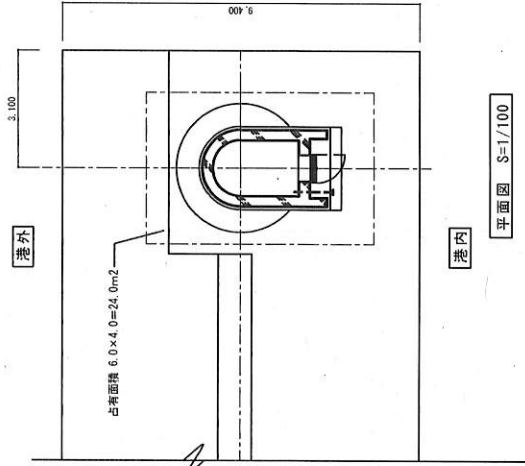
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町字浜



正面図 S=1/100

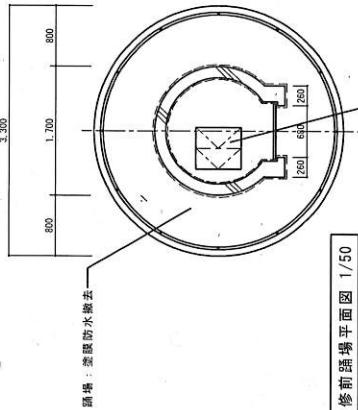


側面図 S=1/100

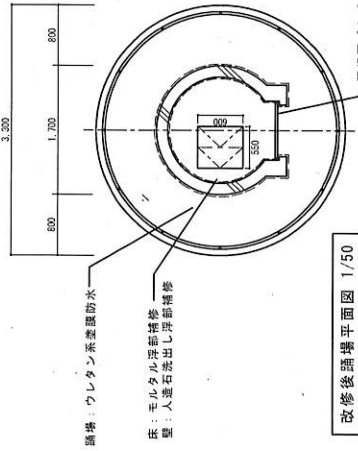


平面図 S=1/100

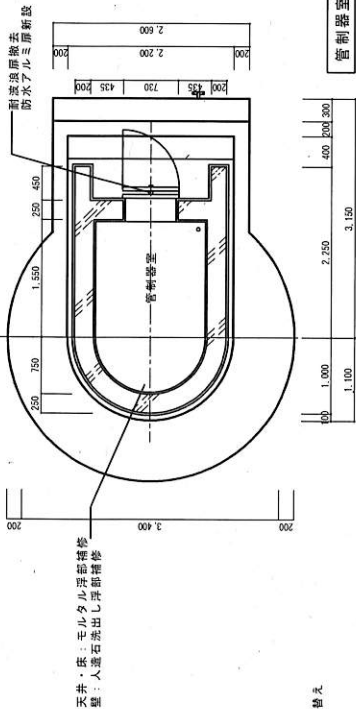
工事種別	鰺ヶ沢港北防波堤灯台改良改修工事	令和7年度
箇所名	鰺ヶ沢港北防波堤灯台	図番 1/3
図面名称	位置図 案内図 正面図 側面図 平面図	製図 図示
	第二管区海上保安本部 交通部	年月 R7.04



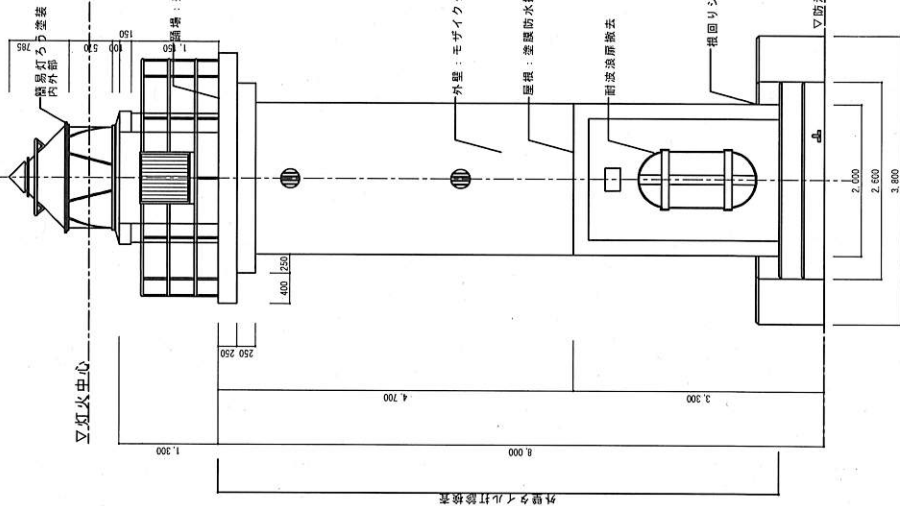
改修前踏場平面図 1/50



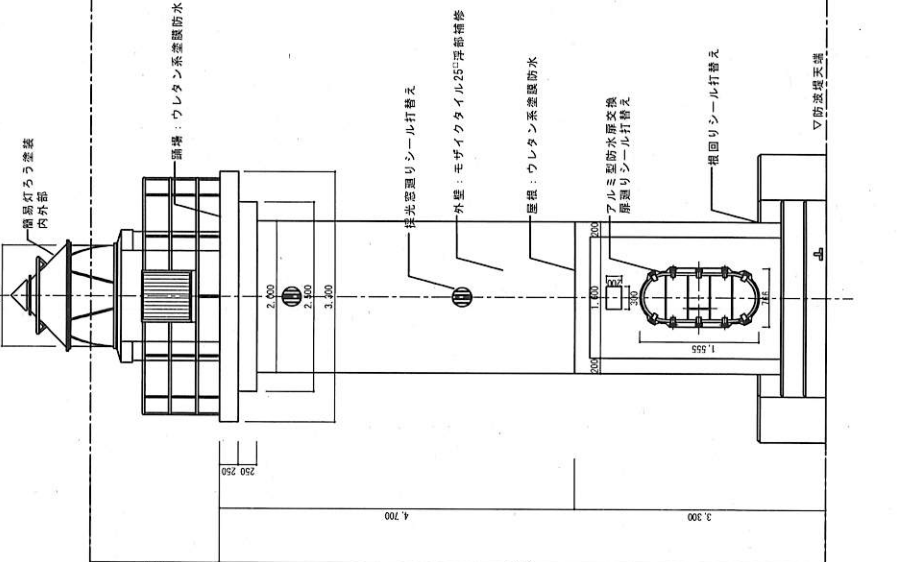
改修後踏場平面図 1/50



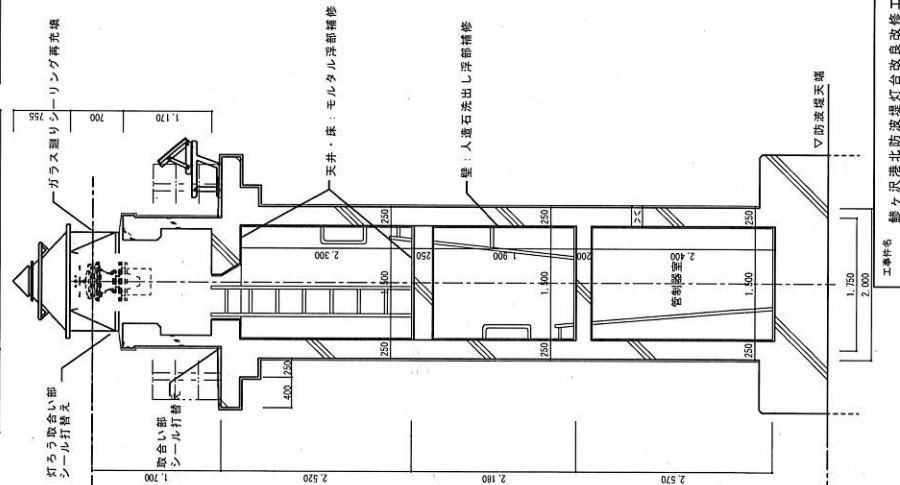
管制室平面図 1/50



改修前正面図 1/50



改修後正面図 1/50

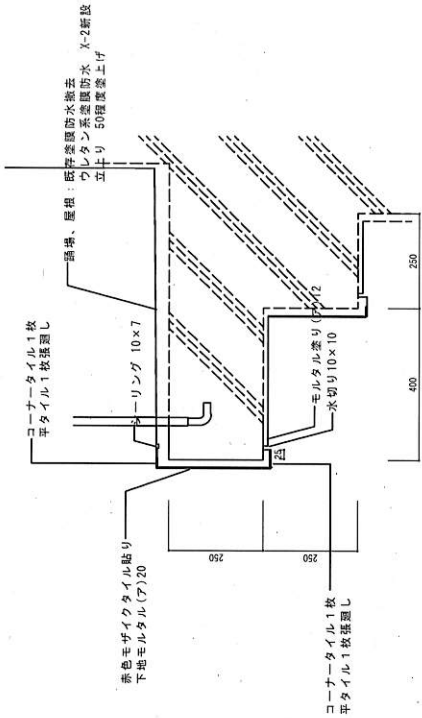
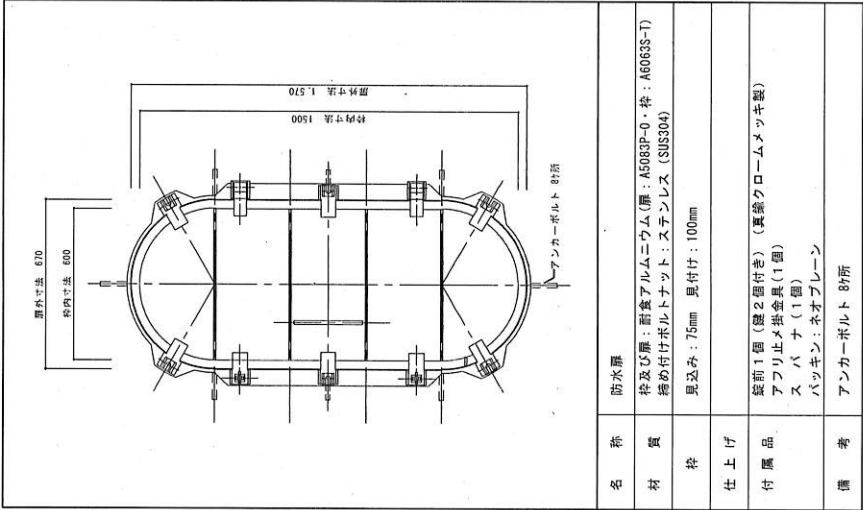


断面図 1/50

工事種別	修繕工事	令和7年度
箇所名	修繕工事	2/3
図面番号	修繕工事	2/3
図面名称	修繕工事	2/3
設計	亀山	R7.04
監理	交通	



第二管区海上保安本部 交通部



溝場・壁根補修詳細図 1/10

工事内容	勝ヶ沢港北防波堤灯台改良改修工事	令和7年度
箇所名	勝ヶ沢港北防波堤灯台	8月 3/3
図面番号	各給排水図	原図 A2
設計	第二管区海上保安本部 交通部	年月 年7 04